

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

平成27年4月1日規則第78号

(趣旨)

第1条 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第53号)の施行に
関しては別に定めるもののほか、大阪市の例による。

(施行の細目)

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。